令和5年和泉市教育委員会第1回臨時会

日 時:令和5年3月2日(木) 午後3時30分から

場 所:和泉市役所5階 5A会議室

- 1. 開 会
- 2. 会議録署名委員の指名について
- 3. 審議事項

議案第11号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定に ついて

議案第12号 事務局職員の処分について(非公開)

議案第13号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について (非公開)

4. 承認事項

- (1) 貝吹山古墳フェンス設置事業に関する事業繰越に係る補正予算について
- 5. その他
- 6. 閉 会

議案第11号

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月2日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

理由

和泉市信太留守家庭児童会において、入会児童数の増加に伴い、クラス数を増加させ、和泉市青葉はつが野留守家庭児童会において、入会児童数の減少に伴い、クラス数を減少させる必要がある。また、和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会において、年度途中の入会児童数の増加を見込み、定員を増加させる必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則(案)

和泉市留守家庭児童会条例施行規則(平成27年和泉市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧				
別表第1(第2条及び第3条関係)				別表第1(第2条及び第3条関係)				
名称	位置	定員		名称	位置	定員		
(中略)	(中略)			(中略)				
和泉市信太留守家庭児童会	略	A 38人	和泉市	方信太留守家庭児童会	略	A 38人		
(信太小学校仲よしクラブ)		B 38人	(信人	大小学校仲よしクラブ)		В 38人		
		C 38人				C 38人		
		<u>D 38人</u>						
(中略)	(中略)			(中略)				
和泉市青葉はつが野留守家庭児童会	略	A 40人	和泉市	方青葉はつが野留守家庭児童会	略	A 40人		
(青葉はつが野小学校仲よしクラブ)		B 40人	(青葉	葉はつが野小学校仲よしクラブ)		B 40人		
		C 40人				C 40人		
		D 40人				D 40人		
		E 40人				E 40人		

新				IΒ			
		F 40人				F 40人	
						<u>G 40人</u>	
和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会	略	<u>A 44人</u>		和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会	略	<u>A 40人</u>	
(南松尾はつが野学園仲よしクラブ)		B 38人		(南松尾はつが野学園仲よしクラブ)		B 38人	
		C 38人				C 38人	
		<u>D 44人</u>				<u>D 38人</u>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

和泉市留守家庭児童会条例施行規則【抜粋】

(名称及び位置)

第2条 条例第2条に規定する留守家庭児童会(以下「児童会」という。)の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (定員)

第3条 児童会の定員は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、児童会の運営に支障のない範囲において定員を超えて入会させることができる。

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】

(設備の基準)

第9条 略

- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 3 略
- 4 略

(職員)

- 第10条 略
- 2 略
- 3 略
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 略

令和5年度仲よしクラブ申し込み児童数

【参考資料】

令和5年1月31日現在

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について(概要)

こども未来室

1. 主な改正の理由

和泉市信太留守家庭児童会において、入会児童数の増加に伴い、クラス数を増加させ、和泉市青葉はつが野留守家庭児童会において、入会児童数の減少に伴い、クラス数を減少させる必要がある。また、和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会においては、年度途中の入会児童数の増加を見込み、定員を増加させる必要がある。これらのことに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2. 主な改正の内容

別表第1に規定するクラス名及び定員数について、規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和5年4月1日